

文部委員會議錄 第十七号

昭和二十七年四月十一日(金曜日)
午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡庭右門君 理事 甲木 保君

理事 松本 七郎君

鹿野 彦吉君

長野 長廣君

井出一太郎君

渡部 義通君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務官(社 寺中 作雄君)

文部事務官(文 近藤 直人君)

文部事務官(管 柴田小三郎君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

文部事務官(管 局若作権君)

高等學校教職員の待遇に関する請願
(山口武秀君紹介)(第二〇〇六号)

高等學校教職員の俸給表制定に関する請願
(玉置實君紹介)(第二〇三四号)

同月十日

松前神楽を無形文化財保護として指定の請願
(富永格五郎君紹介)(第二〇七六号)

書道教育実施に関する請願
(水谷昇君紹介)(第二〇七七号)

尖石遺跡保存館建築費国庫補助に関する請願
(今村忠助君紹介)(第二〇九八号)

高等學校における芸術科目を必修科目に加入の請願
(水谷昇君紹介)(第二〇九九号)

岡山大学農学部にて獣医畜産科設置の請願
(星島二郎君外二名紹介)(第二一〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

公立学校施設の防災並びに災害復旧に関する法律の制定に関する陳情書
(山口県美禰郡伊佐町長杉山農秋外十二名)(第一九二二号)

積雪寒冷地帯義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置法制定の陳情書
(島根県議会議長中島龍一外七名)(第一九三三号)

高等學校教職員の俸給表制定に関する陳情書外一件
(靜岡県立掛川東高等學校校長太田藤一郎外三名)(第一九四四号)

を本委員会に送付された。

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

第一類第七号 文部委員會議錄第十七号 昭和二十七年四月十一日

本日の會議に付した事件

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案(内閣提出第一四五号)(予)

學校教育に関する件

教育施設の復原に関する件

〇竹尾委員長 これより會議を開きます。

日程の順序を変更いたしましたして、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案を議題といたし、質疑を行います。

本案に対しては質疑の通告がございします。質疑は通告順によつてこれを許します。浦口鉄男君。

〇浦口委員 管理局長にお尋ねをいたします。申すまでもないと思うのでありますが、この法案の各條項は平和條約の著作権に関する條項を背景としてできたものであつて、その内容を具體的に国内法に成文化して行こうという意味合いで出た法律案だと解釈するのであります。その点いかがでございしますか。

〇近藤(直)政府委員 お説の通りでございします。これは平和條約第十五條(c)に規定されてあります戦争期間中における連合国並びに連合国民の著作権につきまして、戦争期間中の取扱ひを規定したものでございします。それを受けまして、この特例法によりその趣旨を明確にいたし、国民がその義務を履行するといふ点を明確にしたものでございします。

〇浦口委員 そういたしますと、この法案の中の第四條の第二項といふものが、ただいま局長のお話になつた平和條約の中のどの項に該当するものであるか、その点をお尋ねいたします。

〇近藤(直)政府委員 第四條の第一項は、昭和十六年十二月七日現在におきまして連合国並びに連合国民が有しておりました著作権に関する規定でありまして、それから第二項は、十二月八日以降平和條約の発効するまでの期間、つまり一口に申しまして戦争期間中におきまして、その途中に著作権が発生した場合に、その著作権の保護期間をどうするかという規定でございします。この点につきましては、平和條約第十五條(c)の中には必ずしも規定はございしません。しかしながら、平和條約第十五條(c)を明確にいたしましたために、その戦争期間中に発生した著作権についてはかような特例を認めるという意味でございまして、要するに平和條約第十五條(c)の内容をさらに明確にするといふことで規定したものでございします。

〇浦口委員 そういたしますと、もう少し具体的にお尋ねをしてみたいと思ふのであります。その第四條第二項の著作権は、取得した日を起算日としておるのであります。ところが、わが国その他各国が加入をしておりますベルヌ條約によりましては、すべて著作権は取得日が著作物製作の事実上の日となつておりまして、その著作物を公にするかどうかといふことは全然問題

にしない。すなわちその著作権を取得した時日を起算日としておるのでありますから、従つて、その著作権の取得日といふものは、第三者からはつきりわからない、こういうことになつてゐるのは御承知と思ふのであります。ところが、客観的には、公にしておりませんためにわからない取得日を起算日としておる以上は、権利の存続期間といふものも、従つて非常に不明確になるのであります。そこで、この期間には印税その他の問題の基礎になる重要な問題でありますので、この期間の不明確なことは、従つて著作権についての経済上の紛争その他を起すことになるのであります。この第四條の二項の取得日についての規定が、この程度ではたしてどうした紛争を未然に防ぐことができるかといふことに、われ／＼非常な疑問を持つのであります。その点、局長の御見解を承りたいのであります。

〇近藤(直)政府委員 御質問の御趣旨は、まさにその通りでございまして、御指摘のように、確かにその点不明確な点がございします。しかしながら、この点を具体的にどうするかといふことにつきましては、これはやはり法律で規定するといふよりも、むしろ当事者間の問題として解決するべきことだらうと考えております。

〇浦口委員 ただいまの答弁は、私ちよつとふに落ちないものであります。ということは、この法律が不明確であるといふことをお認めになりながら、し

かもこれは改正しない、こういうふうにも聞えるのであります。その点よくつと矛盾が感ぜられるようですが、いかがですか。

○近藤(直)政府委員 私の説明が多少足らなかつたと思いますが、この著作権をいつ取得したか、その取得した日というものは、結局やはりこれは当事者間の問題になりますので、御指摘のように第三者から見まして、非常に不明確なことも起り得ると思うのでございます。しかしながら、やはり事柄の性質上、これはあくまでも当事者間の話し合いと申しますか、その当事者間の問題として解決されるべきものではないか、かように考えます。

○浦口委員 そういたしますと、この立法の過程において、著作権協議会などから、そうした問題について将来なるべく紛争を来さないようにいろいろ意見が出たと思うのでありますが、その点文部省といたしまして、何か話し合いをされたことがあるかどうか。またその結果、この法律案にそうしたことが取入れられているとすれば、その点をお聞きしておきたい。

○近藤(直)政府委員 今回提案いたしましたこの法律案につきましては、もちろん著作権協議会その他学識経験者の方々、あるいはいろいろ御関係の方々の御意見を十分に伺ひまして、御提案した次第でございます。

○浦口委員 どうも少し御答弁がはつきりいたしません、もう一度具体的な問題について私も検討することにしまして、質問を留保しておきます。

そこで、いまひとつの問題は、著作権の存続期間というものは、著作権法によりまして、著作権者の死後三十年

ということになつていて、私は一般的に了承しておりますが、近年、と申しまして敗戦後、それが死後五十年に改められているというところをとりわけこれは外国の出版物と思ひますが、われ／＼はそういうふう聞いていますのでありますが、ちよつと三十九年が五十年になつたいきさつをお聞きしたいのであります。

○近藤(直)政府委員 御質問の著作権の保護期間でございますが、現行の著作権法におきましては、生存期間及び死後三十年ということでございますが、これが五十年と申すのは、ベルヌ条約におきましては、生存期間及び死後五十年ということになつております。従ひまして、目下著作権法改正案につきまして審議会の検討いたしておりますが、その審議会の検討の線は、このベルヌ条約の線に沿つて改正すべきである、かような意見によりまして、目下審議中でございます。従ひまして、将来この三十年間というものが五十年間に改正されるということも予想されるわけでございますが、ただいまのところ、現行では三十年となつております。

○浦口委員 ところが、事実問題といひまして、これがどう変更になつた結果、日本の出版業者の中に、不測の多額の損害を受けまして、現在それを賠償しつづけるという事実があるのではありませんか、文部当局において、それを御存じでありましょうか。

○柴田説明員 お答え申し上げます。ただいまの御質問の趣旨の死後五十年ということはおそらく総司令部の管理政策のことだと考えます。なおその管理政策によりまして、私契約を結びま

して、ロイヤリティを拂つておること聞いております。

○浦口委員 総司令部の管理政策ということとは、われ／＼も承知しておるものであります。いづつごろどういう形でこれが出版業者に通達され、実行され、効力が発生して来たか、そのことを伺ひたいと思ひます。

○柴田説明員 その総司令部の管理政策ということとは、政府には関係なく行われまして、いつ業者がそういうふうな通達が行きましたか、私たち何月何日というふうなことは、はつきりわからないのでございます。

○浦口委員 われ／＼の承知するところでは、昭和二十五年二月、文部次官通達によつてそれがなされたというふうな聞いておるのであります。そこでわれ／＼が非常にふしぎに思うことは、司令部の意向そのものはわれわれ一応了承するとしても、それが実行に移されるについては、が政令その他でなされるのが当然であるのに、それが文部省の次官通達によつて事実行われておるといふことは、われ／＼としてたいへんふしぎに思ひます。その点いかがですか。

○柴田説明員 管理政策が、そういう形で行われているというところは知つております。しかし、やはり民間には、管理政策を誤るものがあるのでございます。それでGHQの方として、その管理政策を裏づけるような寛書を出したわけでございます。それは昭和二十四年の四月四日だと思いますが、文部次官通達の意味は、死後五十年以後は公有に帰する、そういうこと

をいつた意味のものでございます。

○浦口委員 その問題はこれだけにいたしまして、死後三十年が五十年に変更されたのは、ベルヌ条約の訂正によりつと訂正になつたかというところ、もう一つは、その五十年に変更になつたことによつて、事実今損害を拂いつつある日本の出版業者があるの、それが、それは講和発効とともにその賠償はしなくてはよくなるのか、この二点について伺ひたい。

○柴田説明員 日本の著作権法の保護期間を、死後五十年に改正するということはまだしていません。ただGHQから覚書がございまして、日本の著作権法の改正案をつくれ、それにはブラッセル條約の線に沿つて考へろ、という趣旨の覚書——ブラッセル條約は、死後五十年でなければならぬ、こういうことを規定してあります。ですから、もし将来ブラッセル條約に入れるとしまして、日本の著作権法を改正するとすれば、死後五十年にせざるを得ないと思ひます。この問題と現在私契約で行われている金額の問題には関係はございません。

○浦口委員 私は関係をお尋ねしたのはではなくて、事実問題として、講和発効とともに、そうした司令部の政策は当然消滅すると思うのですが、その事実をお聞きしていただくわけです。

○柴田説明員 司令部の管理政策は消滅すると思ひます。それから私契約は、正しい私契約として存続すると思ひます。

○浦口委員 私の質問はこれで終ります。

○竹尾委員長 次に渡部義通君。

○渡部委員 浦口君の質問に對して、今度の法案は、平和條約に基いた国内法として制定したのだという説明があり、さらに平和條約第十五條(c)には、いわば戦時加算期間というものは要求されてない。この要求されてない場合に、日本で戦時加算期間というものを特に設けなければならぬかつた理由は、どこにあるかという点を、まず聞きます。

○近藤(直)政府委員 ただいまの戦時加算期間でございますが、これは平和條約の第十五條(c)の二項に要求して、いふ考えですが、それによりまして、ただいま提案いたしました特例法を制定したわけでございます。

○渡部委員 この中には、必ずしも明記されていない、内容を明確にするためにという説明であつたわけですが、内容を明確にするために、特に加算年限までも規定したという点。この加算年限を規定したのは、日本の当局の手にやるものであるかどうか伺ひたい。

○近藤(直)政府委員 重ねて申し上げますが、平和條約第十五條(c)の二項によりまして、権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支拂又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの條約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算しとあります。この逆の意味を申し上げますと、十二月八日から平和條約が発効する——かりにこれを四月二十九日なら四月二十九日と見ますと、その期間を通常の著作権法の保護期間に加算するということになりますので、従つて、ただいまの特例法におきましては、それを明確にいたしまして、加

算すると言葉を使っているわけであり、平和條約十五條の(c)では、「これらの権利の通常期間から除算」というふうになつておりますが、その点を裏から解釈いたしましたとして、特例法では戦争期間を加算する——通常の保護期間は三十年に、その戦争期間は約十年間でございまして、それを加算する。従いまして、簡単に申しますれば、三十年プラス十年、四十年間著作権が保護される、かように考えまして特例法を立案したのであります。

○渡部委員 このいわば戦時加算著作権といふようなものと同様な権利が、日本人原著者にも與えられるのかどうか。言いかえるならば、片務的なものになるのか、双務的なものになるのか、その点をお伺いいたします。

○近藤(直)政府委員 その点は第十五條(c)によりまして、これは連合国及び連合国民の著作権の保護規定でございまして、これは日本人がそれを履行する義務があるという趣旨のもので、それを具体的に表わしたのが、たゞいま御提案した特例法です。しかしながら、日本人が連合国に対してどういう要求ができるかという点は、同じく平和條約の十四條に規定がございまして、この第十四條の(a)の五項の「連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各該の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。」この規定によりまして、将来平和條約発効後、日本と各該との外交的交渉によつて今後著作権の問題が起るのであらうと考えます。

○渡部委員 一般の著作権の問題ではなくて、戦時加算期間的なものが、日本人の原著者の場合にも保護されるのかどうか。現に戦時中、日本人原著者の著作が、諸外国に翻訳されるような場合が、しばしばあつたわけでありまして、こういう場合を私は想定して言つておるわけでありまして、その点はどうですか。

○近藤(直)政府委員 この條約の上におきましては、やはり十四條と十五條の規定がございまして、日本国に対しては有利に取扱うということがございまして、従いまして、これは片務的なものであるというふうに私は考えざるを得ないのであります。しかしながら、将来日本が具体的に交渉する場合には、御指摘のように、極力有利に日本の主張を貫くようにすべきものであらうというふうに考えております。

○渡部委員 この國際的な著作権問題については、ベルヌとブラッセルと両方あるわけでありまして、日本はどの方に關係しておるのですか。

○柴田説明員 ブラッセル條約につきましては、これはいわゆるベルヌ條約の修正された條約であります。日本はローマで修正された條約に入つております。

○渡部委員 ベルヌ條約には、アメリカとかソビエトとか、非常に有力な国が参加しておらないわけでありまして、この参加しておらない国の著作権問題が日本に起きた場合に、日本は一体どういう立場からこの問題を取扱わなければならぬのか、この点をお聞きいたします。

○近藤(直)政府委員 たゞいまベルヌ條約の参加国は四十二箇国でございまして、そのうち連合国に該当するものが十六箇国でございまして、その中には大部分の有力な国が参加しておるのであ

りますが、アメリカにつきましては、日米著作權條約によつて、別個に協定したてております。あとの國々につきましては、今後の交渉によりましてきめて行かなければならぬと思つております。

○渡部委員 日米著作權條約は、いつできたのですか。同時に、それはベルヌ條約等の内容、あるいは基準に合致するものであるかどうか、その点をお聞きしておきます。

○近藤(直)政府委員 日米著作權條約は一九〇五年でございまして、明治三十八年の規定でございまして、それとベルヌ條約との關係でございまして、大体趣旨は同じであります。形式において、著作權の保護の規定におきましては、日米著作權條約の方では、登録その他の手続によつて著作權が保護される。これに反しましてベルヌ條約におきましては、著作事實そのものによつて、當然に著作權が発生してそれが保護されるという点に違いがあるわけでありまして、換言いたしますれば、アメリカの方は形式主義で、ベルヌ條約は形式を問わないという差異がございまして。

それから保護期間でございまして、日米條約では、初版を發行してから二十八年保護されるというのでございまして、ベルヌ條約では、著作者の生存期間並びに死後五十年間。それから翻訳權につきましては、日米間は自由でございまして、これに反してベルヌ條約では、初版發行後十年間というように差異がございまして。

○渡部委員 著作權の國際的な基準であるベルヌ條約に参加している國が四十二箇國あつて、今特例法を設けようとする連合國は、そのうちわずか十六箇國にすぎない。しかも、重要な國々がこれに参加していないというような場合に、他の國々の著作權問題、戦時加算期間問題については、どういふふうになるのか、この点をお聞きいたします。

○近藤(直)政府委員 連合國だけが特例法の適用を受けるわけではございまして、他の二十數箇國につきましては、この期間の延長が許されません。従つて、ベルヌ條約の規定で行くわけにございまして。

○渡部委員 連合國だけがこの著作權特例法の保護を受けるということになりますと、ここでもまた一つ問題があると思ひます。たとへば、ソビエトは連合國であるが、この場合にどうするかという問題、あるいは中國はどうなるか。中國の場合には、現在の日本で翻訳されているのを考えると、ほとんど大部分が中華人民共和國に屬する著作權であつて、台灣政權に屬するものはほとんどないというような場合に、この問題を一体どう取扱うのですか。

○近藤(直)政府委員 ソビエト及び中國の問題でございまして、ソビエトにつきましては、今後の外交的地位の問題が關連いたしますので、それと並行いたしまして、こういう問題もきまつて来るのではないかと考えます。それから中國でございまして、これにつきましても、やはり今後の折衝にまたななければならぬかと思ひます。

○渡部委員 この問題を、あなたにお聞きするのは、無理だとは思ひけれども、しかしながら、當然これは連合國に屬するものであり、また最も深い文化的な交渉を、現実に日本の著作家を通じて日本に結びつけられている國々

であるので、こういう問題が解決されないで、ただ一方的に現政府が連合國に屬すると考へておる國々だけを取扱うというのは、片手落ちである。當然この問題はソビエトや中國をも含めたものとして取扱われなければならぬと思ふのであるが、現実にそれは一体どういふふうに取り扱うか。さしあつて中國の問題、これについての政府のはつきりした考へなしには、當然起る来る問題について處理して行くことができないと思ふので、具体的にどうするかということをお聞きしたい。

○近藤(直)政府委員 この問題は、將來外交關係の決定の問題と並行して審議、研究するべき問題であると思ふのでございまして、現実には、やはりそういう具体的な場合が発生したときに研究する以外に、たゞいまのところは、お答えいたしかねるのであります。

○渡部委員 現実にどうするかという問題について、政府は考へを持つていない。——これは非常に重大問題だ。この問題は當然起る来るのであつて、これについての政府の意見をまとめて、次の機会に明確に答へられたいと思ふ。

次に、日本の場合に最も重大なのは、翻訳權の問題なんです。御存じのように、日本においては非常に多くの翻訳がなされておつて、この翻訳權に關する問題は、日本の文化人の生活問題に關係する点で、最も重大性と、また緊急性を持つて來ておるわけなんです。御承知のように政令二七二号によりまして、翻訳されると自動的に原著者あるいは仲介者の手にその権利が渡つて、すでに印税なんか仲介者によつて取立てられておるわけなんです。従つて

印税が仲介者によつて取立てられておつたような場合には、当然そこから起算期間というものがきめらるべきであつて、別な言葉で言いますと、加算期間というものが減らされなくてはならぬと思ふのですが、この点はどうですか。これは日本の翻訳者の最も重大視してある一つの問題なんです。

○柴田説明員 御質問の趣旨が、はっきりわからないのでございますけれども、大政令二七二号というのは、翻訳者の権利を原権利者に移転する、そしてこれを登録する、こういうふうな私契約を結んだものに、その契約不履行について、公法的な立場から義務を負わせたものでありまして、二七二号がなくても、私契約上ですに移転しているわけでございます。

○渡部委員 移転して、現に印税がすでに出版者から原権利者あるいは仲介者にとられておる。従つて、もうすでに著作権がそこに生じておつて、印税までもが外国人にとられておるのだとするならば、その著作権というものは、たゞい戦時中の問題であらうと、加算されずに、むしろその部分が引かるべきではないかというのが私の質問の意味です。質問というより意見なんです。たとえば、具体的に申しますと、こういう場合があるのです。御存じのように、シートンの「動物記」が日本で非常に多く翻訳出版されておるのですが、この場合に一つの重要な問題が起きたわけなんです。翻訳者は山内賢君でありましたが、この山内賢君はシートン夫人に交渉して、著作権の管理者であるイギリスのクリスティー・モア社に交渉しまして、印税は七・五%で大体了解済みであつたわけなんです。しかもこの

了解済みの点は、モア社から山内氏にあててすでに承諾書と與へてある。この場合に、在日アメリカの仲介者であるトーマス・フォスター氏が、さらに仲介してやろうというのをモア社に申し込んで、それならば仲介してくれというふうな話で仲介者になつたわけなんです。ところが、そのフォスター氏は、無法にも山内賢君が持つておつた承諾書を、ちよつと貸してみてくれと言つて取上げた後は、もうそんなものは自分は受取つていないと強引につづねてしまつて、山内氏はアメリカに對してまでいろいろな交渉をしたけれども、承諾書を返さない。返さないばかりでなくて、今度は印税を九%に上げてしまつたというふうな形で、出版者も非常に困り、翻訳者も非常に困つておる。日本の出版事情からいへば、九%をとられたのでは、これはほとんど印税の大部分が仲介者の手にとられてしまふわけなんです。この点はどこに交渉してもとりつく島がないというふうな状態にあるわけなんです。このようにならば、乱暴なやり方は、今後もあるさうな愛があるばかりでなくて、すでにもうそういうことが諸方になされておる。こういう、いわば経過的な問題を、一体どういうふうに取り扱つた方がいいのか。これを保護する方法はないのか、また保護するためにどういふふうにする必要があるかという点を明確にする必要があるかと思ふが、この点はどうか。

○柴田説明員 ただいまの仲介人の問題は、仲介者とモア社とがどういふ契約を結んでいるかということによつても決定されますし、またモア社と翻訳者との契約がどういふ形になつて

いるか、そういうふうなものをこまかく検討しないと、明確な返事はできませんが、私契約のことでございますから、それに政府がタッチして行くことはいけないと思ひます。但し、仲介人に対しては、著作権三関スル仲介業務ニ関スル法律という法律がございまして、講和條約発効後、その法律によつて仲介人に対する許可、認可の制度をとるつもりでございます。

○渡部委員 この問題は、著作家組合の中で大問題になりました。著作家組合としても積極的に動いておる問題であります。こういうふうなことがありますと、日本の翻訳者は、実生活ができなくなりますし、日本の出版社も出版することができないという状態になるわけなんです。現に承諾書がちゃんと著作権の移転を受けた社から日本の翻訳者に渡つておるのに、それを取上げてしまつて、パーセンテージを上げて出しておるというふうな、こういう事実、こういう無法な事実に対して、私たちはどうしても日本の翻訳者を救済する道を講じなければならぬ。その救済の具体的な道を講じないでは、こういう法案をつくつても、戦時中に起つた諸問題については非常な不利を来してどうにもならなくなる。だからこれについては、やはり明確に救済方法を、どういふふうにして講ずるかというのを当局も考へて、それを当然法案の中に入れておるべきだと思ふが、その点をお伺いしたい。

○柴田説明員 やはり民間で契約するものは、民間で解決すべき分野がございまして、また法律で規定すべきものは、法律で規定して行くわけでありま

す。ただ、今の具体的な例につきましましては、私たちがいろいろな形のものに耳にしております。それで、民間側に協力して打開の道を講じたいと思つております。

○渡部委員 現にこういう問題が起つておるのですが、これを保護する方法を講じましたか。

○柴田説明員 ある二、三の問題については、具体的な方法を講じました。

○渡部委員 たとえば、どういふ方法を講じましたか。

○柴田説明員 たとえば、ただいま翻訳者の権利の原権利者への移転という問題が出ておりましたが、それにつきましましては、日本政府から總司令部の方に請願書を出した例があります。

○渡部委員 今特例法をつくるにあつて、こういう問題こそが日本の翻訳者あるいは著作者が最も重大視しておる、これについては、どうしても保護の方法、あるいは救済の方法を講じてもらわなければならぬというものが、一般的な輿論になつておるわけなんです。この輿論は、あなたの方にも当然わかつておるはずだと思ふが、このことについて、救済方法が條文の中に入つておらなかつたならば、やはり日本の翻訳者あるいは出版者は、非常な不利をこうむるわけです。これは当然法案の中に入れて保護する、あるいは救済する道を講じなければならぬ。一昨晩も、この問題は著作家組合の大きな問題として取上げられておる。この点について、法案の中に救済方法あるいは保護方法を講ずる意思はないか。

○柴田説明員 この問題と、今條約によつて日本が義務を負つた問題とは違

いますので、この法律には、そういうふうなものは載りません。

○渡部委員 しかしながら、この外国人著作の著作権を保護するという法案が出る限りは、当然戦時中に生じた、現に今私が例示したような諸問題が随所に起きておつて、これが日本の翻訳者や出版者を非常に困惑させておる、これは重大な損失をこうむらせておつて、今後日本の文化の上にも重大な影響を持つというふうな現実があるのだから、当然これの保護あるいは救済の規定をこの中に設けることには、私は、不完全なものになり、片務的なものになり、日本の著作あるいは翻訳生活者にとつて非常に不利になると思ふ。ぜひともこれは当然ここに入れて

十分考へてもらわなければならぬし、入れるとすれば、どういふふうな形で入れるかということも考へてもらわなければならぬと思ふ。これは全体としての著作家組合の意向で、著作家組合を中心とする著作権協議会の意向もここにあるわけなんです。従つてこの大の機会にその点をもつとはつきり、先ほど申しました点を伴つて答弁していただきたい。私保留しておきます。

○竹尾委員長 本案は予備審査でありまして、本日の質疑はこの程度にいたします。

○竹尾委員長 次に、学校教育に関する件を議題といたします。本件について質疑の通告がございまして、質疑は通告順によつてこれを許します。若林義孝君。

○若林委員 私は大体二つの点について質問をいたすと同時に、私から一つ

の動議を提出してみたいと思うのであります。

過般、教育施設が連合国軍用のために接収せられておりますが、差違つた一つの事例として本委員会が取上げましたものに、東京都の月島第三小学校の校舎の接収問題があるものであります。委員会といたしまして、委員長を先頭に文部省、特別調達庁の関係係官、東京都の教育委員会関係、こぞつて現地の視察を行つたのであります。接収せられておりますところの校舎の現状、なお他校の一部を借りまして教育を行つております現状をつぶさに視察いたしました結果、ひとしく一瞬も早くこの施設の復元を希望する結論に達しておりますのであります。以下文部省初め特別調達庁あるいは都の教育委員会、また当面の被害者と言へば、はなはだ言葉は不遜当かもしれませんが、これに利害関係を持つております学校の当事者ないしこれを支持しておりますところのPTAの会員が、特に子供の教育を思うという死にもの狂いの運動を展開せられて、私たちの観測では、連合軍の当事者におきまして、その意を十分取入れまして、できる限りの措置を講ぜられておることと申うのであります。なお講和條約の批准発効とともに、これが促進されることとは申うのであります。今日までこれに對して文部御当局といたしましては、どういふ措置をとられ、どういふような結果になつておりますかというところ、それから全国にこれと同様の措置を受けております教育関係のもの、どういふような状態に展開しつたのかというところの御報告を承りたいのであります。

これに關係いたしましたして、私は今日の情勢からするならば、相当この点には有利に展開しつたあるとは存するのであります。いま一步教育施設の復元をする熱意が国民の間にはうはいて起つておるといふことを、明確に連合国に、国会を通じてこれを示しておき、必要があると考えまして、本委員会の各位もこれは人に教倍してこのことを憂慮いたしておると思ふのであります。その意思を表明するために、本委員会として一つの要望をし、ひいてこの要望を本会議の決議案にまで持つて行きたいという気持があるのであります。して、ひとまず本委員会としてこれに關する決意を表明するために、動議を提出してみたいと思ふのであります。教育施設復元に關する要望という氣持でお手元に出ておりますが、これは最後の方で少し訂正する箇所がありますが、一應読み上げます。

教育施設の復元に關する要望案

國家の發展は教育の成果にまつこと甚大であり、特に現代においては、この教育目的を遂行するためにその施設、設備の整備充実を必要要件とする。しかるにわが國においては、戦災により教育施設が著しく破損したばかりでなく、その後においても連合國軍用、予備隊用等への転用が多く、ために益々窮乏の度を加へていくの現状である。いまや講和條約発効の時に際し、現にこれら教育目的以外に転用中の一切の教育施設は、これを優先的に復元せられ、教育の支障を少からしめるよう、政府はすみやかに適切な措置を講ずることを強く要望する。

この要望の動議をお認め願いたいと思ふのであります。

同時に、この要望書の賛否を承る前に、文部御当局から、全国にわたります教育施設復元の状況と、なお当面の問題になつております月島第三小学校の件につきまして、御説明を承りたいと思ひます。

○天野國務大臣 教育施設が転用されておるといふことは、私も非常に遺憾なことだと思ひまして、岡崎國務大臣に超えず連絡をし、また大橋國務大臣にも連絡をいたしております。それで岡崎國務大臣は、すぐみんな解除するとよいけれども、現にいろ／＼なことに使つてゐるものだから、それをわきの場所を見つけてやるということ、ことに病院關係などは、非常にそのためになつていて遺憾なことだけれども、いつ返るといふことがはつきりしないといふことがよく／＼ないことだから、近月中にみんなのリストについて、これはいつ返るといふことを見當をつけて私にそれを示す、こういうことを言つておられます。それから大橋國務大臣に對しては——こういうことは非常におかしなことですから、地方によりまして、場合によつては、學校を警察予備隊に使つてもらいたいといふようなところがないとも限らないから、万一そんなことがあつたときには、必ず私にまず話を、私に話をしないでもつて文部省の學校施設を他に使うといふことは決してしないといふことを、大橋國務大臣ともお約束いたしておきます。

なお昨日ニュージエント中佐にお目にかかりまして、CIEが今度閉鎖になりますので、私はその前にリストを全部出して、そしてこれを速急に返してもらうように、ニュージエント中佐からもあらためて御盡力を願いたいと言つたところ、中佐も、できるだけのことをするからといふことで快諾され、昨日リストを全部中佐の方へ出してあるような次第でございます。そういうようなわけで今もつて返らないところがあるといふのは非常に遺憾ですが、近月中に岡崎國務大臣の方から、これはいつ返るといふことの表を私がもらへることと期待いたしております。

大體の方針はそういうことでございますが、こまかい点につきましては、管理局長から補足いたします。○近藤(直)政府委員 被接収校舎解除の問題でございますが、この点につきましては、文部御當局といたしましては、これまでには、外務省の國際協力局並びに特別調達庁に對しまして、解除の申請をして参つたのでございます。ただいま接収されております校舎は全部で四十七件でございます。そのうち若干解除されましたので、多少数字はかわつておりますが、当初外務省に出されました件数は四十七件、その中にはもちろん月島小学校も含まれております。あるいはまた大阪の市立大學その他接収されておるものは、全部包含されておるのでございます。

この点につきまして、それではいつ解除されるかといふことでございますが、これは御承知のように、ただいま、例の予備作業班といふものが外務省にできてまして、日米合同で會議をいたしております。その予備作業班の作業といたしまして、被接収物件を一々当りまして、これはいつ解除する、これはいつ返すといふようにやつておるうちに聞いております。文部省といいたしましては、この予備作業班に参加しないまでも、これと絶えず密接なる連絡をとりまして、學校設備の優先的解除につきまして強調して参つております。ただいまお話をいたしましたように、先方といたしましては、學校施設につきましては優先的に解除をするといふことを、はつきり申しておりますので、私はこれは時期の問題ではないかといふふうに樂觀いたしております。

しからば、どういふ順序で返してもらうかといふ点につきましては、これは予備作業班の話でございますが、何とも申し上げかねるのでございますが、ただいま大臣のお話にありまして、遠からぬ機会にいつか幾日までにこの解除されるであらうといふような指示があるのではないかと、うううに期待いたしております。この接収校舎の解除の点につきましては、私といたしましては、あらゆる努力を拂ひまして、解除方を要望いたしておるのでございます。その点はもとより御了承願ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 ちよつと関連して伺ひますが、文部大臣の御答弁によりまして、個々の施設がいつ返るかを、なるべく早く知らせてもらふように、どうしてもやつていただかなければならぬことなんです。先ほど若林さんの提案にもありましたように、とにかく教育施設はこの際優先的に復元するといふ原則を、こゝではつきり認めてもらいたいといふのが根本の趣旨なんです。今の管理局長のお話によりまして、何かアメリカ側でもその原則を認

めたようにお話になつたのですが、その点を、もう一度確かめておきたいのです。こちらから、教育施設は優先的という原則を持ち出して、アメリカがこれを認めたかどうか。そういう原則がはつきりしておりませんか、向うの利用価格というか、向うの都合によつて、いろいろな施設を同じような立場から検討するということになれば、早く返るものもあれば、向うの都合で、教育施設であるにもかかわらず、なかなか返らぬというのがあるので、その原則の確立ということを、われ／＼非常に重要視しておる。その点をもう一度伺つておきたい。

○天野國務大臣 私は、教育施設については、優先的に取扱うと了解いたしております。

○竹尾委員長 ただいま若林委員より提案されました教育施設の復原に関する要望の取扱ひにつきまして、お諮りいたしたいと思います。

ただいま朗読されました案文の通りの要望を、当委員会全員の名をもちまして本会議に提出することに決することにしたと思ひますが、御異議ございませんか。

○岡(延)委員 これは、国会法あるいは慣例等によりまして、委員会の要望のまま本会で決議することについては疑義がありません。でありますから、これは別個に扱ひまして、ただいま若林君の提案の要望なるものは、委員会のみの決議としてこれを政府に伝達する、さうな処置をとられんことを要望いたします。

○松本(七)委員 ただいまの要望を、本委員会でもつて決定することには異存ございません。そうして政府にそれ

に基いて善処してもらふことにも異存はないのですが、本会議においても、何らかの委員会の要望に沿つた手を打つてもらいたい。そういう点も、委員長に特に御努力願ひたいと希望いたします。

○讀部委員 松本君の意見に賛成ですが、ただ、われ／＼は独自の立場から、国民を代表しているものであつて、国会は政府を通じてのみ、あるいは政府に要望した形においてのみ、こゝういふ意思表示をすべきではないのであつて、文部委員会としても、国会としても、国民が要望しており、また日本の教育行政上最も重要であるこゝういふような問題を取扱ひにあつては、当然独自の意見で決議していいと思ひます。またさうすべきものであると、私は考へておるのです。従つて、必ずしも政府に適當な措置を講ずることを要望するこゝういふ形ではなくして、優先的に復原せらるべきであるこゝういふ形において、文部委員会あるいは国会独自の意思をこゝに表明するのが、私は正しいと思ひます。

○松本(七)委員 そこで、先ほど若林さんの提案されたこの趣旨に、全部が賛成するこゝういふことで、この委員会はいと思ひます。さらにこの委員会の決定を取上げて、そうして本会議でも、何らかの形でさういふような全体の決議をまとめてもらひたい、これだと思ひます。

○岡(延)委員 その松本君の趣旨で、その通りでよろしうございます。ただ先ほどの委員長の御発言の、そのまゝこれを本会議に持つて行くこゝういふことは、ちよつと慣習その他疑義がございますので、申し上げておきます。

○竹尾委員長 それではあらためてお諮りいたします。ただいま若林委員より提案されました要望を、本委員会決定するに御異議ございませんか。

○松本(七)委員 異議なきものと認めまして、さう決定いたしました。

○竹尾委員長 異議なきものと認めまして、さう決定いたしました。

○若林委員 次に、これと少し性質は違ふのでありますが、やはり教育施設に關係するものとして、本委員会がお取上げになりました東京学芸大学小金井分校附属小中学校の敷地確保に關する件でも申しますか、これに關連いたしまして御当局に質疑を試みてみたいと思ひます。

この敷地に關する問題は、私たち現地在を視察した者としていたしまして、きわめて複雑怪奇という感を持つたのであります。しかしながら、あくまでもこの大学の自主という点から、本委員会のごときは先頭に立つことなく、大学の自主性に基いて、この問題は解決されるべきではないか。同時にまた、国立大学であります關係上、文部省がこれと協力し、あるいは文部省が先頭に立つべきであると思つておるのであります。この問題が大きくなりましたが、爾来今日までの間にとられました文部省の処置と、それからこの問題に關する現在の状況について、ひとつ御報告を承りたいと思ひます。

○寺中政府委員 本日會計課長が欠席

でありますので、私実は所管が違ふのであります。知つてゐる範圍においでお答えを申し上げたいと存じます。この東京学芸大学附属の小中学校の敷地は、元一万四千坪あつたのであります。その過半数の部分で、戦災のために焼かれた次第でありまして、焼け野原になつたために、そこに業者が土地を借りて何か商売をしたいという申出が、終戦直後続々ありました。昭和二十一年の春ごろから、数人の者がその申請をいたしました。そのときいろいろ複雑な事情もあつたのであります。が、一時的の契約で、また臨時的の架設物であればやむを得ないであらうという建前から、これを貸すことになつた次第であります。そうして一年という契約で貸したのであります。一年後に、その契約が切れて、また更新を願ひいたしましたので、二年目に切れたのが昭和二十三年三月三十一日でありました。もうこれきりだということとして、契約はそこで切ることになりました。契約は切れたから、現状に土地を回復してもらいたいという通告をいたしました。それが昭和二十三年九月三日のことでございます。しかし、また同時に、この東京学芸大学附属小中学校といたしましては、一万四千坪全部の土地を小中学校の校地として必要といたしませんので、小中学校として必要部分を残し、その他の部分は、いわば雑種財産として大蔵省に引継ぐ義務がありますので、昭和二十三年六月三日に大蔵省に引継ぎまして、これを大蔵省に引継ぎました。しかし大蔵省は、これ

と書類を出さなかつたのであります。都市計画がいづれ行われる予定であつて、なおさういふ計画が現在具体化しておらないので、しばらくそのままにやつておきます。文部省としては、引継いでくれという書類を出しておるにかかわらず、大蔵省はこれを受取るこゝういふことにはなつていなかった。これがいよいよ受取る手続が完了いたしましたのは、昭和二十六年の三月二十六日でございます。その間は、実は形式的には大蔵省が持つておるのであります。が、家賃的にはどうも権限の歸屬がはつきりしないこゝういふ現状になつております。その後、都市計画が漸次進む途におきまして、文部省としては、小中学校として最小限度だけだけの敷地を必要とするかといふことについて、東京第四建設事務所と話し合ひをいたしました。そして昭和二十三年十一月九日協定を結びまして、学校として六千二百坪を要する、その点を第四建設事務所としてはつきり承認をしたという事実があるわけでございます。ところが、その後都市計画が進みまして、昨年の初めごろにその都市計画の具体計画ができて、六千二百坪は学校の敷地として多過ぎる、約五千坪に自分の方で確定をしておく、さうしてこゝういふ道路、こゝういふ地積を含めてこゝういふ相談がありました。文部省としては前に昭和二十三年に協定をしたこともありますが、それは承認できない、六千二百坪を一步も引くことはできないといふことを申し入れて折衝を重ねて参りましたが、本年の初めごろ、大体五千坪で確定をしたいといふことで、最後の申し入れ

と書類を出さなかつたのであります。都市計画がいづれ行われる予定であつて、なおさういふ計画が現在具体化しておらないので、しばらくそのままにやつておきます。文部省としては、引継いでくれという書類を出しておるにかかわらず、大蔵省はこれを受取るこゝういふことにはなつていなかった。これがいよいよ受取る手続が完了いたしましたのは、昭和二十六年の三月二十六日でございます。その間は、実は形式的には大蔵省が持つておるのであります。が、家賃的にはどうも権限の歸屬がはつきりしないこゝういふ現状になつております。その後、都市計画が漸次進む途におきまして、文部省としては、小中学校として最小限度だけだけの敷地を必要とするかといふことについて、東京第四建設事務所と話し合ひをいたしました。そして昭和二十三年十一月九日協定を結びまして、学校として六千二百坪を要する、その点を第四建設事務所としてはつきり承認をしたという事実があるわけでございます。ところが、その後都市計画が進みまして、昨年の初めごろにその都市計画の具体計画ができて、六千二百坪は学校の敷地として多過ぎる、約五千坪に自分の方で確定をしておく、さうしてこゝういふ道路、こゝういふ地積を含めてこゝういふ相談がありました。文部省としては前に昭和二十三年に協定をしたこともありますが、それは承認できない、六千二百坪を一步も引くことはできないといふことを申し入れて折衝を重ねて参りましたが、本年の初めごろ、大体五千坪で確定をしたいといふことで、最後の申し入れ

と書類を出さなかつたのであります。都市計画がいづれ行われる予定であつて、なおさういふ計画が現在具体化しておらないので、しばらくそのままにやつておきます。文部省としては、引継いでくれという書類を出しておるにかかわらず、大蔵省はこれを受取るこゝういふことにはなつていなかった。これがいよいよ受取る手続が完了いたしましたのは、昭和二十六年の三月二十六日でございます。その間は、実は形式的には大蔵省が持つておるのであります。が、家賃的にはどうも権限の歸屬がはつきりしないこゝういふ現状になつております。その後、都市計画が漸次進む途におきまして、文部省としては、小中学校として最小限度だけだけの敷地を必要とするかといふことについて、東京第四建設事務所と話し合ひをいたしました。そして昭和二十三年十一月九日協定を結びまして、学校として六千二百坪を要する、その点を第四建設事務所としてはつきり承認をしたという事実があるわけでございます。ところが、その後都市計画が進みまして、昨年の初めごろにその都市計画の具体計画ができて、六千二百坪は学校の敷地として多過ぎる、約五千坪に自分の方で確定をしておく、さうしてこゝういふ道路、こゝういふ地積を含めてこゝういふ相談がありました。文部省としては前に昭和二十三年に協定をしたこともありますが、それは承認できない、六千二百坪を一步も引くことはできないといふことを申し入れて折衝を重ねて参りましたが、本年の初めごろ、大体五千坪で確定をしたいといふことで、最後の申し入れ

と書類を出さなかつたのであります。都市計画がいづれ行われる予定であつて、なおさういふ計画が現在具体化しておらないので、しばらくそのままにやつておきます。文部省としては、引継いでくれという書類を出しておるにかかわらず、大蔵省はこれを受取るこゝういふことにはなつていなかった。これがいよいよ受取る手続が完了いたしましたのは、昭和二十六年の三月二十六日でございます。その間は、実は形式的には大蔵省が持つておるのであります。が、家賃的にはどうも権限の歸屬がはつきりしないこゝういふ現状になつております。その後、都市計画が漸次進む途におきまして、文部省としては、小中学校として最小限度だけだけの敷地を必要とするかといふことについて、東京第四建設事務所と話し合ひをいたしました。そして昭和二十三年十一月九日協定を結びまして、学校として六千二百坪を要する、その点を第四建設事務所としてはつきり承認をしたという事実があるわけでございます。ところが、その後都市計画が進みまして、昨年の初めごろにその都市計画の具体計画ができて、六千二百坪は学校の敷地として多過ぎる、約五千坪に自分の方で確定をしておく、さうしてこゝういふ道路、こゝういふ地積を含めてこゝういふ相談がありました。文部省としては前に昭和二十三年に協定をしたこともありますが、それは承認できない、六千二百坪を一步も引くことはできないといふことを申し入れて折衝を重ねて参りましたが、本年の初めごろ、大体五千坪で確定をしたいといふことで、最後の申し入れ

て来ました。ここにおいて問題が切実に
なつて参りました。文部省として
は、教育の必要上そういうことは断じ
て承認ができないということ、再三
東京都の建設局と折衝して今日に至
つておるという事情でございます。なお
その途中におきまして、その校庭の一
角に對して津田という印刷をやる人が
印刷工場を開くということで、現実に
建物を立ててしまつたのでありまし
て、これに對しては、文部省としては
ただちに法務府に連絡をし、法務府が
主体となつて訴訟を提起いたしました
。その訴訟が、一応文部省に有利に裁
決があつたのでありますが、なおその
裁決通りに建物の原状回復を相手がい
たしませんが、また前の裁決は無効で
あるというような訴訟を津田の方から
提起をいたしました。その訴訟が現在
なお係属中であるというような事実が
派生的に発生をしておるのでありま
す。文部省といたしましては、教育環
境浄化の立場からいたしまして、そう
いう風俗、風紀に關係のあるような業
態のものが学校の周囲を取巻くような
計画に對しては、絶対に許されないと
いうこと、もう一つは、教育を實
施する上に、現在の牧畜児童の教から
見まして、六千二百坪の校地はどうし
ても必要であるという二つの観点に立
ちまして、今なお東京都と熱心に交渉
を續けておるという事情になつており
ます。

○若林委員 ただいまの御説明を承つ
ておりますと、役所の仕事というものは
それで責任が全うされておるかとも
思ふのでありますけれども、われ／＼
民間の常識から考えますと、もしある
会社で持つております土地に現在のよ

うな措置を講ぜられたとするならば、
これを担当しております職員にある者
の進退に影響するところのものだと思
つております。降つてまいりましたに、
その日に一軒の家が建つたものではない
のであります。やはり礎石を置いて
その上に家が建てられて行くのだらう
と思ひます。そのときに、すでに阻止
しておかなければならぬ。あくまでも
大学の土地である。文部省が責任を持
つておるところに、少くとも二十日、
一箇月を要するような家が建つまで座
視しておるというやうな、この一つだ
けを見ても、いかにも役所の仕事とい
うものは、その日／＼の時間がたちさ
すればよいというやうな行き方の現
われが、こういう禍根を残したのじや
ないかと思ふのであります。しかし、
過去を責めて言うのではありません。
教育施設は他に優先をして、過般今
村政務次官が言明したのであります
が、法的の不備もあるために、都市計
画という名目のもとに、教育施設が狭
い上に縮小されて行くことは、きわめ
て残念であると思ふのであります。こ
れはわれ／＼国会の意思を当事者に伝
え、また文部省も、その意味において
努力すべきだと考えるのであります。
今日まで学校直接の關係者であるPT
Aの人たちは、涙ぐましいまでの努力
を續けておられると思ふのであります
が、当面の文部省がやるから、東京都
は無關係だといふのではならないので
あつて、やはり東京都の都民の教育で
あるのでありますから、東京都として
も、文部省と思ひを同じくして行くこ
ころまで行かなければ、円満に解決す
るものではないと思ふのであります。
東京都は東京都で、土地の広さだけに

心を奪われようとしておる、文部省は
教育の点から行くというやうなこと
で、同じ国家の機關でありながら、思
う目的が相反する方向に進んでおるよ
うに思ふのであります。この点は小さ
な問題であるやうであります。将来
国全体にありまして教育施設が、これ
一角を占めざるやうなことがあると
するならば、いろ／＼な名目で縮小の
運命に立ち至るのではないかと考へる
のであります。しかも、文部省自身出
してあります教育施設に対する基準と
いうやうなものまでも縮めて行くとい
ふやうな事柄は、われ／＼として思
ひますが、この件に關しては、大臣が直
接乗り出していただかなければならぬ
問題ではないか。部長官と大臣とが、
まず最初に話合つていただかなければ
解決がつかぬのじやないかと思ふので
あります。いろ／＼關係者の言葉を聞
いてみますと、きわめて暗い問題もあ
るんじやないかと思ふやうな事柄もあ
るのであります。それは今日ここで
問題にいたしません。大臣自身この件
に關して、事は小さいやうであります
けれども、この一角をくすせば、せつ
かく確保されておる全国の教育施設と
いうものがくすれて行くおそれがある
と思ふのです。この点御所見を伺いた
いと思ひます。

○天野國務大臣 ただいまのお説は、
まったくごつともだと思つて、同感
をいたすものでございます。文部當局
としては、一体学校が狭くなるばかり
でなく、そのために環境が悪くなる、
こういう二つの点から、今回のことは
どうしても承認できないという建前
で、これまで大臣が都の方の方という

いる折衝を重ねて来ましたけれども、
先ほどもお話のあつたやうに、法律に
は不備な点があつたりして、なか／＼
思ふやうに行かない。そこで、最近参
議院の文部委員長と、衆議院の文部委
員長とのお話し合いもあつて、私と都長
官、それから建設大臣も出て、みんな
よく話し合いをやりやうということにな
つて、近くその話し合いをやつて、何と
かこれを文部省の主張する線に持つて
行きたいという考へを持つておるわけ
でございます。

○小林委員 実は今の若林君の提
案に私は反対の意向を表明しようと思
つたのであります。幸い文部大臣の
お話で、私の考へにやや近いお答えで
ございましたので、まづこころからは反
對いたしません。従来の経過からなが
めておりました。今一応、文部大臣
の行政的、政治的手腕によつてこれを
解決してもらいたいという時期は過ぎ
てゐるのではないかと、こころいふに
感じたのであります。できれば、私の
考へとして、われ／＼もやはり
国民を代表する国会議員ないし文部委
員として、当面の責任者として、
一応これは国会の文部委員会に今の東
京建設事務所なり、都長官なり、ある
いは契約を延期せられた文部省の關係
者なり、学校當局、一切の關係の方々
に来ていただいて、われ／＼の文部委
員会でこの問題を取上げていただきた
い、こころいふに考へております。

○竹尾委員長 それでは私から一応お
答えいたします。実はこの会の終り
に、本委員会の皆様にそうお諮りいた
したいと存しておりましたが、小林委
員のおつしやられたやうな線で、正式
の委員会ではどうかと思ひますので、
文部委員の懇談会を開きまして、その
席上PTAの方々に來ていただく
し、また關係當局の方々に來ていた
だきたい、私はそういう腹案を持つて
おりましたが、いざ懇談会を開きま
して、とくと至急皆様の御意見を承り
たいと思つておりますので、御了承を
願ひたいと思ひます。

○長野委員 実は元豊島師範学校附屬
小学校校地の一部貸與に關する問題に
つきまして、ただいままでのお話を聞
きまして、文部省のとられた事情を
明らかにする必要があるやうにも感じ
ます。それからまた、当時処理したこ
とについての誤解などがもとになりま
して、ややもすると、そういう意味に
おける誤つたる考へもあつたかに聞
きます。ただいま質疑の中にも、文部
當局の処置に對する御批判もあつたか
と思ひます。かた／＼本問題の一番初め
に、私が文部政務次官として關與した
ことがありますので、この際委員長の
内々の話もありましたし、きわめてこ
れはナチュラなことであるから、私
から一応その事情を申し上げておく
といふことも、委員として一面からい

